

神戸歴史遺産に認定された鈴木商店ゆかりの5点の品

① 天下三分の宣誓書

「天下三分の宣誓書」原文



<歴史的特性>

中国の歴史書「三国志」の”天下三分の計”の故事に倣い、天下覇権を目指す金子直吉が大正4(1915)年11月1日に鈴木商店ンドン出張所長の高畠誠一ほか2名に宛てた書簡。金子の決意を示す檄文であり、ロンドン駐在員のみならず全社員を鼓舞した。鈴木商店の手がける商品の市況や今後の見通しの報告を求める一方、事業の進捗状況を伝え、金子自身のグローバルな商戦に対する気概と経営戦略を示す。文中、鈴木商店が先鞭をつけた3つの事業、①油脂事業（硬化油、製油事業）②非鉄金属製錬、③海運・造船の一貫経営は、その後のわが国の製造業の発展に少なからず影響を及ぼした。

なお、この書簡は6メートルを超える長さの巻紙に筆で書かれている。

※「天下三分の宣誓書」の“翻刻”および“書き下し文”は次のURLよりご覧下さい。

<https://www.suzukishoten-museum.com/blog/docs/tenkasanbunnosenseisyonhonkokukakikudasibun.pdf>

② 船鉄交換契約記念置き時計



<歴史的特性>

米国の第一次世界大戦参戦から鋼材輸出禁止政策が取られると、わが国の造船業の危機を開拓するため、米国から鋼材を受け取る代わりにわが国が船舶を引き渡すという"船鉄交換契約"が金子直吉の働きかけで成立した。米国との"船鉄交換交渉"は、政府主体で進められていたが暗礁に乗り上げ、進展が見られなかった。"国がやることを鈴木がやる"との信念から金子が民間人として在日米国大使ローランド・S・モリスに直談判した結果大正7(1918)年、わが国の造船各社との間で「日米船鉄交換契約」が締結され、船舶輸出と鋼材確保の両面でわが国の造船業界に巨額の利益をもたらした。鈴木商店系列で同契約当事者として契約調印した帝国汽船(株)に対し、同契約を記念して米国船舶局横浜出張所代表のマグレガーおよびラッケンバッハ両名にて米国ネグス社製の海洋置き時計が贈呈された。

③ 鈴木商店暖簾



<歴史的特性>

鈴木商店創業期由来の「カネ辰」暖簾。明治35(1902)年、個人商店から合名会社に改組した鈴木商店は、製造業に進出し、事業の多角化を進めるとともに重化学工業へ事業を拡大し大躍進期を迎える。個人創業期から引き継いだ辰巳屋の暖簾は、鈴木商店の誇りでもあった。

④ 鈴木商店法被



鈴木商店法被 (A)



鈴木商店法被 (B)

<歴史的特性>

合名会社(明治35(1902)年～大正12(1923)年) となって人員も増え、組織も徐々に整いそれに相応しい法被は「カネ辰」暖簾とともに鈴木商店の誇りでもあった。合名会社時代を象徴する法被は、異なる仕様のものが2枚残されている。法被 (B) は台湾での樟腦事業に続き製糖事業を展開する鈴木商店と密接な関係にあった後藤回漕店の台湾での事業を推進した「後藤組」の代表で、鈴木商店の台湾での事業の経営にも深く関与し、各社の役員も務めた川合良男の親族より寄贈されたもので、同氏が台湾時代（大正期）に使用していた幹部社員用の法被ではないかと推測される。

(A) (B) ともに、暖簾と合わせて神戸港と共に発展する鈴木商店を象徴する品である。